

議案第118号

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月3日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 特定教育・保育施設において副食費等の無償化を実施するため、食事の提供に要する費用に関する規定を変更するとともに、特定地域型保育事業の連携施設を確保する義務に係る経過措置の終了に伴い、当該義務の一部を免除する旨の規定を加える必要があるので、本案を提出する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例
(平成26年9月世田谷区条例第37号)の一部を次のように改正する。

第13条第4項第3号ア(ア)中「教育・保育認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「235,000円」を「57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ アからウまでに掲げるもののほか、世田谷区が認定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもに対する食事の提供(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対する食事の提供に要する費用のうち、区市町村等の補助等を充当してもなお必要と認められるものを除く。)

第42条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 区長は、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、前項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

附 則

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、第42条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の第13条第4項第3号の規定は、令和7年9月以後の月分の食事の提供に要する費用(同号に規定する費用をいう。以下同じ。)について適用し、同月前の月分の食事の提供に要する費用については、なお従前の例による。